

新 1 号認定について

幼稚園・高校企画推進担当

尼教幼高第 号
令和元年7月3日

各施設長 様

尼崎市教育委員会事務局
幼稚園・高校企画推進担当課長

施設等利用給付認定申請（新1号認定）の受付について（依頼）

平素は、本市の幼児教育に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもの保育料（入園料含む）が月額2万5,700円まで無償となります。

当該無償化の対象となるためには、子ども・子育て支援法第30条の5第1項に基づく認定（施設等利用給付認定）を受けることが必要となります。

については、貴園に在園する尼崎市在住子どものうち、「保育の必要性」の事由に該当しないものの認定（施設等利用給付新1号認定）を行うにあたり、下記のとおり申請書類を送付いたしますので、貴園においてとりまとめの上、ご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、幼稚園の保育料（入園料含む）に加え、幼稚園の預かり保育の無償化（月額1万1,300円又は月額1万6,300円まで）の対象となるためには、「保育の必要性」の事由に該当し、施設等利用給付新2号・新3号認定を受けることが必要となります（当該申請に係る詳細は、施設等利用給付認定のしおり（新2号・新3号認定用）を参照していただきますようお願いいたします。

※ 施設等利用給付新2号・新3号認定を受ける場合は、施設等利用給付新1号認定の申請書の提出は不要です。

記

1 申請書の配布及び受付場所 各幼稚園

2 申請対象者 次の①～③を全て満たす児童

①令和元年10月1日時点で在園（予定）であるもの

②尼崎市に在住している（住民票がある）もの

③保育の必要性の事由に該当しないもの（新1号認定を希望するもの）

※ 保育の必要性の事由に該当する場合は、新2号・新3号の認定を受ける必要があります。

3 送付書類

- (1) 「施設等利用給付認定申請のお知らせ」（保護者宛て） . . . _____ 部
- (2) 施設等利用給付認定申請書（新1号認定申請用） . . . _____ 部
- (3) 施設等利用給付認定申請・施設等利用給付認定変更申請（届）名簿（施設用）
- (4) 施設等利用給付認定申請書及び施設等利用給付認定申請名簿（施設用記入例）

4 提出書類

施設等利用給付認定申請書（新1号認定申請用）

※ 施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号認定申請用）の提出先はこども入所支援担当

5 提出期日 令和元年7月31日（水）

6 提出先 教育委員会事務局 幼稚園・高校企画推進担当
尼崎市三反田町1-1-1 教育・障害福祉センター3階 ※郵送可

7 留意事項 別紙のとおり

以 上

（ 担当：高山・高村
TEL：4950-5665 ）

新1号認定申請にかかる留意事項について

1. 新1号給付認定の流れについて

▽保育の必要性の事由に該当しない（専業主婦家庭等）尼崎市在住の子どもに「施設等利用給付認定申請書（新1号認定申請用）」をお渡し下さい。

※ 保育の必要性の事由に該当する（共働き家庭等）尼崎市在住の子どもについては、「施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号認定申請用）」の提出が必要となります。

⇒詳細については、「施設等利用給付認定のしおり（新2号・新3号認定用）」を参照してください。

▽各施設にて「施設等利用給付認定申請書（新1号認定申請用）」の回収・取りまとめを行い、教育委員会事務局幼稚園・高校企画推進担当に提出して下さい。

※貴園に在園する尼崎市在住の子ども全員がいずれか（新1号又は新2号・新3号）の認定申請書を提出する必要があります。

▽各園児の認定通知書を各施設に郵送します。（9月下旬ごろを予定）

2. 各施設にて行う作業について

（1）「施設等利用給付認定申請書（新1号認定申請用）」の施設記入欄の「受付日」と「施設名」は施設側が申請書ごとにご記入ください。（記入例参照）

（2）取りまとめた「施設等利用給付認定申請書（新1号認定申請用）」をご提出いただく際は、「施設等利用給付認定申請・施設等利用給付認定変更申請（届）名簿」も併せてご提出ください。（記入例参照）

（3）保護者から「施設等利用給付認定申請書（新1号認定申請用）」を受け付けた際に、当該申請書の記入内容に誤りが無いか等、各園においてもご確認ください。

3. 併願について

（1）併願者とは新2号・新3号認定をご希望される方で、保育の必要性の事由に該当しなかった場合に、新1号認定の給付を希望する方です。

（2）併願者については「施設等利用給付認定申請書（新1号認定申請用）」を、新2号・新3号認定申請時に「施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号認定申請用）」に添えてこども入所支援担当へご提出下さい。

4. 市外在住者について

単身赴任等を除き、保護者が令和元年10月以降も市外に在住する場合は住民票を置く市町村で給付認定の申請が必要です。申請方法等は自治体によって異なりますので、各自治体へお問い合わせ下さい。

5. その他

（1）支給認定審査の過程で申請に不備があった場合は、各施設にご連絡いたします。

（2）システムの都合上、認定通知書の発行順については並べ替えができません。

【参考法令】

子ども・子育て支援法（抄）

（支給要件）

第三十条の四 子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学（新設）前子ども（保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費（第二十八条第一項第三号に係るものを除く。次条第七項において同じ。）、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第五十八条の三において同じ。）の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度（政令で定める場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号において「市町村民税世帯非課税者」という。）であるもの

（市町村の認定等）

第三十条の五 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定（以下「施設等利用給付認定」という。）は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の所在地の市町村が行うものとする。
- 3 市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとする。
- 4 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

- 5 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

2019年10月から 幼児教育の無償化がスタート

新制度未移行の幼稚園（私立）の利用者へ

入園料・保育料 → 月額2万5,700円まで無償（不徴収）

- 満3歳～5歳児（小学校就学前）の子どもが対象。
- 入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。
※月額2万5,700円を超えた分の入園料・保育料については、実費負担。
※給食費や通園費等は無償化対象外。

（算定例）

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
—	3万円	2万5,700円	4,300円

※入園料は年間在籍月数で割った数とする。
（4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。）

預かり保育利用料 → 月額1万1,300円まで無償（償還払い）

- 共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児～5歳児（小学校就学前）の子どもが対象。
- 利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）

（算定例）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※満3歳になった日から最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（上限：月額1万6,300円）




※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象。

〔 上限：月額1万1,300円または月額1万6,300円から預かり保育利用料の無償化対象額を差し引いた額 〕

無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受けする必要があります。

施設等利用給付認定（新1号認定および新2・3号認定）

- 尼崎市に住民登録をしており、新制度未移行の幼稚園に在園する「保育の必要性がない」子どもは「新1号認定」の申請が必要。
- 尼崎市に住民登録をしており、新制度未移行の幼稚園に在園する「保育の必要性の認定を希望する」子どもは「新2号・新3号認定」の申請が必要。

保育の必要性がない子ども (専業主婦家庭など)	保育の必要性があると認定された子ども (共働き家庭など)	
満3歳～5歳児 (所得制限なし)  新1号認定	3歳～5歳児 (所得制限なし)  新2号認定	満3歳児 (非課税世帯のみ)  新3号認定

入園料・保育料の無償化対象

預かり保育利用料の無償化対象

※新2・3号認定に関する情報は、尼崎市ホームページ「市報ID検索」欄から『10174831』を検索の上、「保育の必要性の認定申請の手続きについて」のページをご確認ください。

■入園料・保育料が無償化となるには、「施設等利用給付認定申請書（新1号認定）」の提出が必要です。

⇒7月中旬頃、在園している幼稚園から配布される申請書に必要事項を記入の上、在園する幼稚園にご提出ください。

■預かり保育利用料が無償化となるには、

「施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号認定申請用）」の提出が必要です。

⇒手続きの詳細は、「施設等利用給付認定のしおり（新2号・新3号認定用）」を参照してください。

■年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の小学校3年生までの範囲内で第3子以降の子どもは、副食費（おかず・おやつ等）が無償化の対象です。

（上限：月額4,500円）

⇒詳細については、市から別途連絡いたします。

■新制度への移行状況については、尼崎市ホームページ「市報ID検索」欄から

『1003151』を検索の上、「私立幼稚園の紹介」のページにてご確認ください。

問い合わせ先

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 幼稚園・高校企画推進担当
TEL：06-4950-5665/FAX：06-4950-5658

施設等利用給付（新1号）認定申請のお知らせ

1 「施設等利用給付認定」について

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもの保育料（入園料含む）が月額2万5,700円まで無償となります。当該無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定（新1号）を受ける必要があります。

なお、幼稚園の保育料（入園料含む）に加え、幼稚園の預かり保育の無償化（月額1万1,300円又は月額1万6,300円まで）の対象となるためには、「保育の必要性」の事由に該当し、施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受ける必要があります。

2 「施設等利用給付認定（新1号）」の対象者

尼崎市に住民登録をしており、新制度未移行の幼稚園に在園する保育の必要性がない児童が対象です。

ついては、「施設等利用給付申請書（新1号認定）」をお通りの園に提出してください。

なお、保育の必要性の認定を希望される方は、別途配付の「施設等利用給付認定のしおり（新2号・新3号認定用）」をご参照の上、「施設等利用給付申請書（新2号・3号認定）」をお通りの園に提出してください。

3 手続きの流れ

手順①：「施設等利用給付認定申請書（新1号認定申請用）」を在園する幼稚園から受け取り、必要項目の記入、押印してください。

手順②：手順①で記入した書類を、在園する幼稚園に、指定される期日までに提出してください。

手順③：手順②の申請に基づき、市が審査を行い、認定通知証を発行し、園を通じて保護者にお渡しします。

4 申請に必要な書類

以下の要件に該当される方は申請書の他に必要な書類があります

該当要件	必要書類（写し可）	主な発行場所
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書	各保健福祉センター（南部・北部）
平成31年1月1日時点で尼崎市外に在住していた方	次のいずれか ●平成31年度市民税・県民税課税証明書 ●平成31年度市民税・県民税特別徴収税額の決定変更通知書	平成31年1月1日時点 在住の市町村等
平成31年1月1日時点で海外に在住していた方	平成30年中の収入額が分かる書類 ※1	お勤め先等

※1 国内と海外両方で収入がある場合は両方の収入額が分かる書類を提出して下さい。

※2 平成31年度の市・県民税が未確定の方は、至急、申告を済ませてください。

※3 その他状況に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

なお、平成31年度就園奨励補助金の申請時に課税証明書等の提出がある場合は、提出は不要です。

5 「施設等利用給付認定申請」の受付場所について

子どもが在園する幼稚園

【新1号認定書類の内容等に関するお問い合わせ先】
尼崎市教育委員会事務局
幼稚園・高校企画推進担当 06-4950-5665
【その他提出期日等に関するお問い合わせ先】
各幼稚園

施設等利用給付認定申請書

尼崎市長あて

尼崎市受付印 (幼稚園・高校企画推進担当)

保護者

現住所			
現住所が市外の場合 市内転入後の住所			
ふりがな	-----		
氏名	-----		
申請児童との続柄	電話番号	—	—

次のとおり、施設等利用給付に係る認定を申請します。

申請児童	氏名 (ふりがな)	性別	生年月日	学年 (入園年度4月1日時点)
	-----		平成 令和 年 月 日	歳 児

①認定希望日、利用施設名 (予定を含む)

認定希望日 (施設利用開始日)	令和 年 月 日
施設名	

②世帯の状況 (申請児童以外の世帯員について保護者も含めてご記入ください。)

区分	氏名 (ふりがな)	児童との続柄	生年月日	同居別居	勤務先、申請児童入園時の学校名・通園施設名及び学年等
申 請 方 居 を 者 児 ご 全 記 員 童 入 及 く び の だ 別 さ 居 世 い で 生 計 同 一 の 世 帯 員	-----		昭和 平成 令和 ・ ・	同・別	
	-----		昭和 平成 令和 ・ ・	同・別	
	-----		昭和 平成 令和 ・ ・	同・別	
	-----		昭和 平成 令和 ・ ・	同・別	
	-----		昭和 平成 令和 ・ ・	同・別	
	-----		昭和 平成 令和 ・ ・	同・別	

ひとり親家庭	<input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当有 : 平成 年 月 日から 令和
	理由 : <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()
生活保護の状況	<input type="checkbox"/> 適用無 <input type="checkbox"/> 適用有 (年 月 日保護開始)

※当該認定申請書に記載の個人情報、給付認定に関する事務等に必要な場合のみ使用し、それ以外には使用しません。

施設等利用給付認定申請に関する誓約書兼同意書

尼崎市長あて

次の事項について誓約・同意します。

- 施設等利用給付認定の審査や市民税課税状況の確認に当たって、保護者及び同一住所に属する家族の住民票・市民税・生活保護受給状況等の閲覧に同意します。
- 申請書に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者へ提供することに同意します。
- 申請後30日以内に認定内容の通知が出来ない場合、利用開始の前日を期限として認定内容の通知が行われることに同意します。
- 申請内容が事実と相違した場合、施設等利用給付認定の取消しをされても意義はありません。
- 認定希望日現在で、企業主導型保育事業の利用はありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ (印)

※記入押印に代えて署名することができます。

<施設記入欄> (下記には記入しないでください。)

受付日: 令和 年 月 日 施設名: _____

記入例

施設等利用給付認定申請書

尼崎市長あて

尼崎市受付印
(幼稚園・高校企画推進担当)

保護者

現住所	尼崎市三反田町〇丁目〇番〇号		
現住所が市外の場合 市内転入後の住所			
ふりがな	あまがさき	たろう	
氏名	尼崎 太郎		
申請児童との続柄	父	電話番号	06 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

次のとおり、施設等利用給付に係る認定を申請します。

当該年10月1日時点の学年をご記入ください。
満3歳児 = 満3歳児 / 年少 = 3歳児 / 年中 = 4歳児 / 年長 = 5歳児

申請児童	氏名(ふりがな)	性別	生年月日	学年(4月1日時点)
	あまがさき さぶろう	男	平成 令和25年 5月23日	5歳児
	尼崎 三郎			

①認定希望日、利用施設名(予定を含む)

認定希望日(施設利用開始日)	令和元年10月1日
施設名	尼崎 幼稚園

性別をご記入ください。
回答したくない場合は「無回答」とご記入ください。

申請児童から見て別居か同居か選択してください。

②世帯の状況(申請児童以外の世帯員について保護者も含めてご記入ください。)

区分	氏名(ふりがな)	児童との続柄	生年月日	同居別居	勤務先・申請児童入園時の学校・通園施設名及び学年等
申請児童のご同居者及び別居の世帯員(同居を全記入してください。)	あまがさき たろう	父	昭和 平成 令和 52・1・3	同・別	(株)〇〇会社
	尼崎 太郎		昭和 平成 令和 52・1・3	同・別	
	あまがさき はなこ	母	昭和 平成 令和 54・6・2	同・別	□□スーパー
	尼崎 花子		昭和 平成 令和 54・6・2	同・別	
	あまがさき いちろう	兄	昭和 平成 令和 21・10・3	同・別	●●小学校4年
尼崎 一郎	昭和 平成 令和 21・10・3		同・別		
世帯以外(同居を全記入してください。)	あまがさき ももこ	妹	昭和 平成 令和 29・2・3	同・別	■■保育所2歳児
	尼崎 桃子		昭和 平成 令和 29・2・3	同・別	

世帯員欄には、単身赴任等、生計が同じ方をご記入ください。また、世帯分離していても、同居の方の方は全員ご記入ください。

申請児童入園時の学校・通園施設等が未定の場合は、予定でご記入ください。

ひとり親家庭	<input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当有 : 平成 令和 年 月 日から
	理由 : <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()
生活保護の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 適用無 <input type="checkbox"/> 適用有 (年 月 日保護開始)

※当該認定申請書に記載の個人情報は、給付認定に関する事務等に必要な場合のみ使用し、それ以外には使用しません。

施設等利用給付認定申請に関する誓約書兼同意書

尼崎市長あて

次の事項について誓約・同意します。

- 施設等利用給付認定の審査や市民税課税状況の確認に当たって、保護者及び同一住所に属する家族の住民票・市民税・生活保護受給状況等の閲覧に同意します。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することに同意します。
- 申請後30日以内に認定内容の通知が出来ない場合、利用開始の前日を期限として認定内容の通知が行われることに同意します。
- 申請内容が事実と相違した場合、施設等利用給付認定の取消しをされても意義はありません。
- 認定希望日現在で、企業主導型保育事業の利用はありません。

令和元年7月19日

保護者氏名 尼崎 太郎 印
※記入押印に代えて署名することができます。

<施設記入欄> (下記には記入しないでください。)

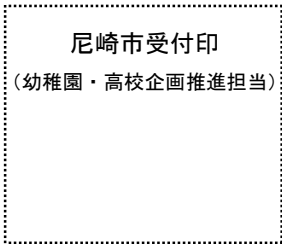
施設側がご記入ください。
(※申請者は記入しないでください。)

受付日: 令和元年7月31日

施設名: 学校法人10学園 尼崎幼稚園

施設等利用給付認定変更申請書（兼変更届）

尼崎市長あて



保護者

Form for guardian information including address, name, and phone number.

次のとおり、施設等利用費に係る認定の変更を申請します。

Form for applicant child information including name, birth date, and school year.

Main application form with sections for change items, residence, name, guardian, and other details.

※当該認定申請書に記載の個人情報、給付認定に関する事務等に必要の場合のみ使用し、それ以外には使用しません。

施設等利用給認定申請に関する誓約書兼同意書 (Consent and pledge form for facility utilization).

<施設記入欄>（下記には記入しないでください。）

受付日：令和 年 月 日 施設名 11

施設等利用給付認定変更申請書（兼変更届）

尼崎市長あて

尼崎市受付印
(幼稚園・高校企画推進担当)

保護者

住所	尼崎市東七松町〇丁目〇番〇号		
ふりがな	あまがさき たろう		
氏名	尼崎 太郎		
申請児童との続柄	父	電話番号	06-0000-0000

次のとおり、施設等利用費に係る認定の変更を申請します。

申請児童	氏名（ふりがな）	生年月日	学年（当該年度4月1日時点）
	あまがさき さぶろう 尼崎 三郎	平成 令和 25年5月23日生	5 歳児

変更事項	認定申請内容				
<input checked="" type="checkbox"/> 住所	□市内間転居		<input checked="" type="checkbox"/> 市外転出		
	新住所	西宮市●●町●丁目●番●号			
<input type="checkbox"/> ふりがな 児童氏名	旧児童氏名		⇒	新児童氏名	
	変更する事項にチェックを入れて下さい。				
<input type="checkbox"/> ふりがな 保護者名	旧保護者名		⇒	新保護者名	
<input type="checkbox"/> 世帯員	世帯員増	□婚姻 □祖父母等との同居 □その他()			
	世帯員減	□離婚 □死亡 □祖父母等との別居 □その他()			
	増・減した世帯員	氏名（ふりがな）	児童との	生年月日	同居 別居
				昭和 平成 令和	勤務先、申請児童入園時の 学校名・通園施設名及び学年等
<input type="checkbox"/> 認定区分	新2・3号認定 ⇒ 新1号認定				
<input type="checkbox"/> 生活保護	□廃止 □開始				
<input type="checkbox"/> 退園	変更年月日（事実発生日）は必ずご記入ください。 (※退園の場合は、当該施設に在籍する最後の日をご記入ください。)				
<input type="checkbox"/> その他					
変更年月日（事実発生日）	令和元年 11月 1日				

※当該認定申請書に記載の個人情報は、給付認定に関する事務等に必要な場合のみ使用し、それ以外には使用しません。

施設等利用給認定申請に関する誓約書兼同意書

尼崎市長あて
次の事項について誓約・同意します。

- 施設等利用給付認定の審査や市民税課税状況の確認に当たって、保護者及び同一住所に属する家族の住民票・市民税・生活保護受給状況等の閲覧に同意します。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することに同意します。
- 申請後30日以内に認定内容の通知が出来ない場合、利用開始の前日を期限として認定内容の通知が行われることに同意します。
- 申請内容が事実と相違した場合、施設等利用給付認定の取消しをされても意義はありません。
- 認定希望日現在で、企業主導型保育事業の利用はありません。

令和元年10月31日

保護者氏名 尼崎 太郎 (印)
※記入押印に代えて署名することができます。

<施設記入欄>（下記には記入しないでください。）

施設側がご記入ください。
(※申請者は記入しないでください。)

受付日：令和元年10月31日

施設名：学校法¹/₂

施設等利用給付認定変更申請書（兼変更届）

尼崎市長あて

尼崎市受付印
(幼稚園・高校企画推進担当)

保護者

住所	尼崎市東七松町〇丁目〇番〇号		
ふりがな	たちばな はなこ		
氏名	立花 花子		
申請児童との続柄	母	電話番号	06- 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

次のとおり、施設等利用給付に係る認定の変更を申請します。

申請児童	氏名（ふりがな）	生年月日	学年（当該年度4月1日時点）
	あまがさき さぶろう	平成	5 歳児
	尼崎 三郎	令和 25年5月23日生	

変更事項	認定申請内容				
□ 住 所	□市内間転居		□市外転出		
	新住所				
☑ ふりがな 児童氏名	旧児童氏名	⇒	新児童氏名		
	あまがさき さぶろう 尼崎 三郎		たちばな さぶろう 立花 三郎		
☑ ふりがな 保護者名	旧保護者名	⇒	新保護者名		
	あまがさき たろう 尼崎 太郎		たちばな はなこ 立花 花子		
☑ 世 帯 員	世帯員増	□婚姻 □祖父母等との同居 □その他()			
	世帯員減	☑離婚 □死亡 □祖父母等との別居 □その他()			
	増・減した世帯員	氏名（ふりがな）	児童との	生年月日	同居 別居
	あまがさき たろう 尼崎 太郎			同・別 同・別	
□ 認定区分	変更する事項にチェックを入れて下さい。 新1号認定 ⇒ 新1号認定				
□ 生活保護	□廃止 □開始				
□ 退園	変更年月日（事実発生日）は必ずご記入ください。 （※退園の場合は、当該施設に在籍する最後の日をご記入ください。）				
□ その他					
変更年月日（事実発生日）		令和元年 11月 1日			

※当該認定申請書に記載の個人情報、給付認定に関する事務等に必要の場合のみ使用し、それ以外には使用しません。

施設等利用給認定申請に関する誓約書兼同意書

尼崎市長あて

次の事項について誓約・同意します。

- 施設等利用給付認定の審査や市民税課税状況の確認に当たって、保護者及び同一住所に属する家族の住民票・市民税・生活保護受給状況等の閲覧に同意します。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することに同意します。
- 申請後30日以内に認定内容の通知が出来ない場合、利用開始の前日を期限として認定内容の通知が行われることに同意します。
- 申請内容が事実と相違した場合、施設等利用給付認定の取消しをされても意義はありません。
- 認定希望日現在で、企業主導型保育事業の利用はありません。

令和元年11月 1日

保護者氏名 立花 花子 (印)
※記入押印に代えて署名することができます。

<施設記入欄>（下記には記入しないでください。）

受付日：令和元年11月 1日

施設名：学校法¹³

施設側がご記入ください。
（※申請者は記入しないでください。）

<尼崎市>新1号認定申請用

施設等利用給付認定申請・施設等利用給付認定変更申請（届）名簿

 令和 年 月 日

尼崎市長あて

 尼崎市受付印
 幼稚園・高校企画推進担当

住所

法人名

施設名

代表者名

 みだしのことについて、次の申請児童（ 名分）に係る申請書（届）を提出します。

No.	学年	申請児童名	認定希望年月日	申請(届)区分	添付書類
1	歳児				
2	歳児				
3	歳児				
4	歳児				
5	歳児				
6	歳児				
7	歳児				
8	歳児				
9	歳児				
10	歳児				
11	歳児				
12	歳児				
13	歳児				
14	歳児				
15	歳児				
16	歳児				
17	歳児				
18	歳児				
19	歳児				
20	歳児				

記入例

<尼崎市>新1号認定申請用

施設等利用給付認定申請・施設等利用給付認定変更申請（届）名簿

令和 元 年 7 月 31 日

尼崎市長あて

ニ崎市受付印
幼稚園・高校企画推進担当

住所 尼崎市三反田町1丁目1番1号

法人名 学校法人 尼崎学園

施設名 尼崎幼稚園

当該年度10月1日時点の学年をご記入ください。

代表者名 理事長 尼崎 一郎

みだしのことについて、次の申請児童（ 3 名分）に係る申請書（届）を提出します。

No.	学年	申請児童名		支給認定(希望)年月日	申請(届)区分	添付書類
1	4 歳児	尼崎 太郎	アマガサキ タロウ	令和元年10月1日	新規申請	
2	5 歳児	立花 花子	タチバナ ハナコ	令和元年10月1日	新規申請	
3	満3 歳児	尼崎 次郎	アマガサキ ジロウ	令和元年10月1日	新規申請	
4	歳児					
新規申請の場合や新2号認定から新1号認定への変更申請の場合は新1号認定を希望する年月日をご記入ください。						
7	歳児					
8	歳児					
9						
10						
申請用紙が、 ・「支給認定申請書」の場合は「新規申請」 ・「支給認定変更申請書(変更届)」の場合は「変更申請」とご記入ください。						
11						
12	歳児					申請書以外の添付書類がある場合はご記入下さい。
13	歳児					
14	歳児					
15	歳児					
16	歳児					
17	歳児					
18	歳児					
19	歳児					
20	歳児					

施設等利用給付事務等の実務フロー

【第1版】

（施設等利用給付認定関係）

令和元年5月30日

2. 施設等利用給付認定

(1) 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との違いについて

- 教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされている（法第19条第1項）。併せて、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定も行うこととされている（法第20条第3項）。また、支給認定証を保護者の申請に応じて交付する仕組みとされている（法第20条第4項、施行規則第4条の2）。
- これに対し、施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもについては、新3号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（※）、新2号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされている（法第30条の4）。保育必要量の認定はない。また、支給認定証は交付せず、認定内容を保護者に通知する仕組みとされている（法30条の5第3項）。
※施設等利用給付3号認定は、保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件としている。
- なお、教育・保育給付認定においては、3号認定子どもが満3歳に達した場合の2号認定への職権変更認定について、年度末日まで一括して通知すれば足りることとしている（施行規則第12条第1項ただし書）。
- 制度開始後もこれらの取扱いには変更がなく、引き続き簡素な運用を行うことが可能であるため、改めて留意されたい。

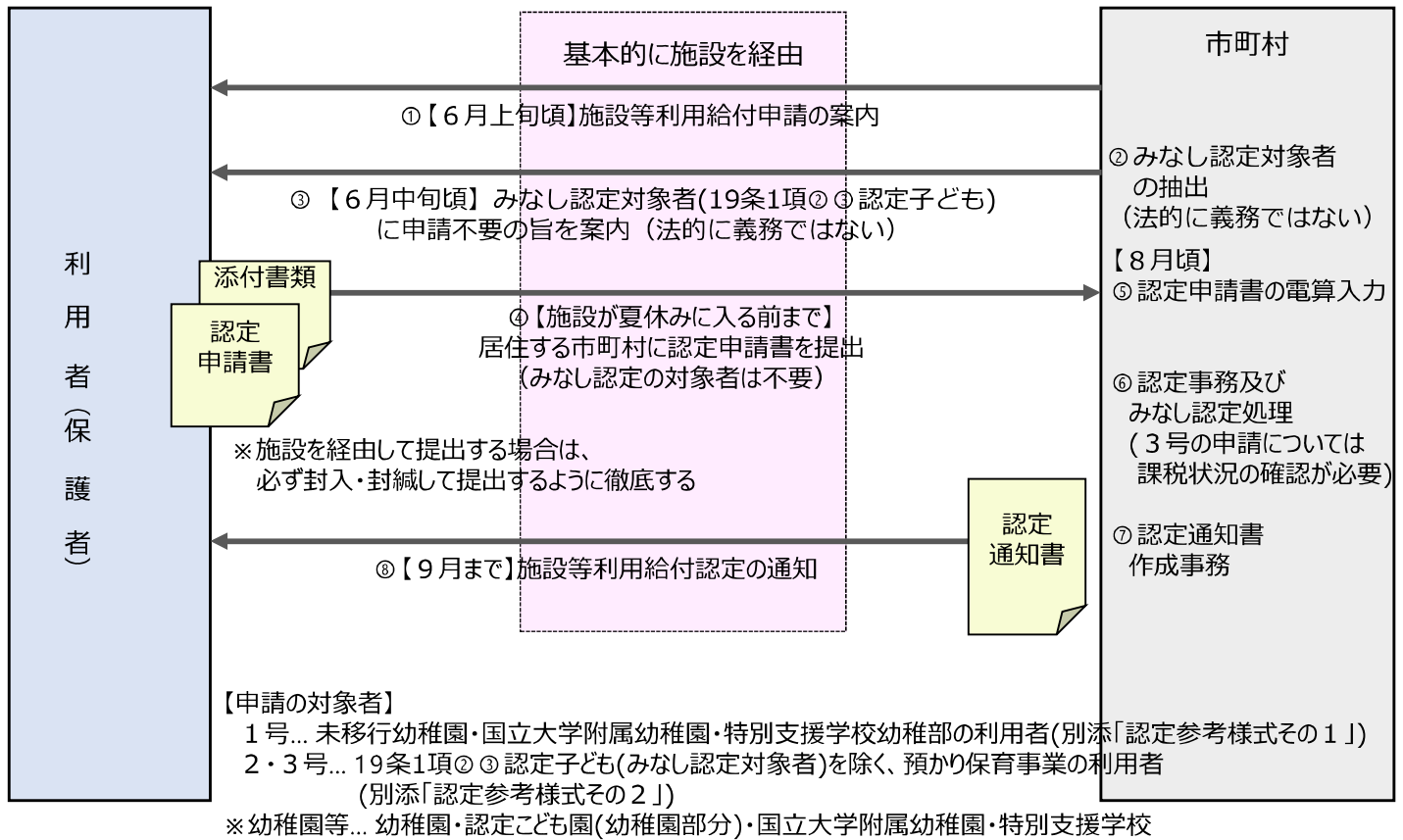
(2) 施設等利用給付認定を受けられない者

- 教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、当該子どもに係る施設型給付費等の支給を受けている場合や、企業主導型保育事業を利用している場合（保育所並みの開所が確保された施設等を利用している場合）には、当該子どもは施設等利用給付認定を受けることができない（第30条の4柱書）。
※施設型給付費等の支給を受けている子どものうち、特別利用教育を受けている子どもは除く。

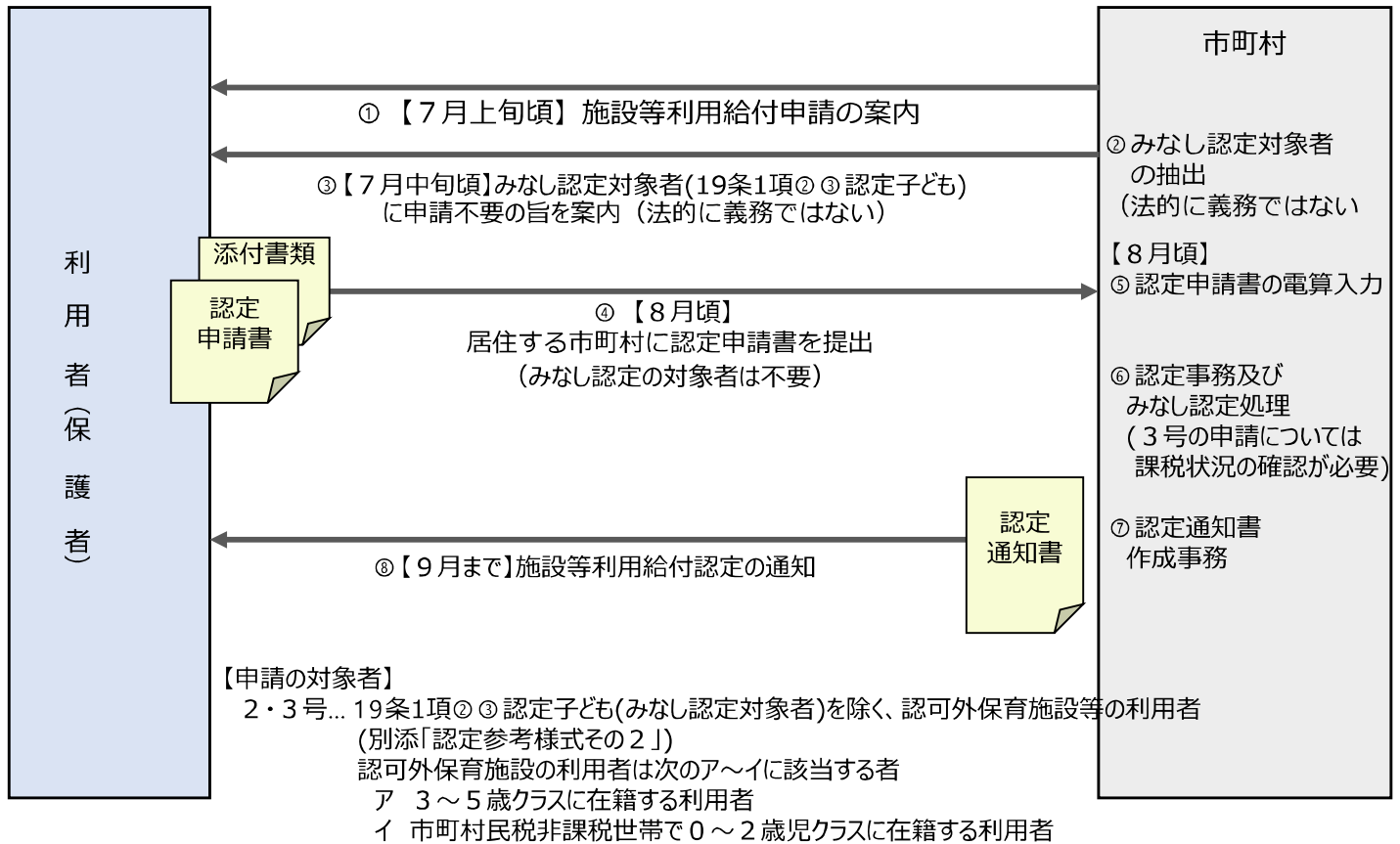
(3) 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との関係

- 他方、教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、利用調整の結果、認可保育所等に入所できず、認可外保育施設等を利用している場合、当該子どもに関しては、施設等利用給付認定を受けたものとみなすため、施設等利用給付認定を申請することは不要（第30条の5第7項）。
（当該教育・保育給付における3号認定又は2号認定を、施設等利用給付認定における新3号認定又は新2号認定とみなすこととしている。なお、新3号認定については、住民税非課税世帯の子どもである場合に限る。）
第30条の5第7項により、みなし認定を適用した場合であっても、認定保護者に対する施設等利用給付認定の通知（法30条の5第3項）は必要である。
- 利用施設等の組合せによっては、教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の両方の認定を受ける必要がある。具体的には、新制度幼稚園等（認定こども園の1号認定子どもを含む。）と当該預かり保育事業を利用している場合、教育・保育給付においては1号認定を、施設等利用給付認定においては新2号認定（満3歳入園児は新3号認定）を受けることとなる。

① 制度開始前(2019年10月以前)の基本的な流れ(幼稚園等利用の場合)

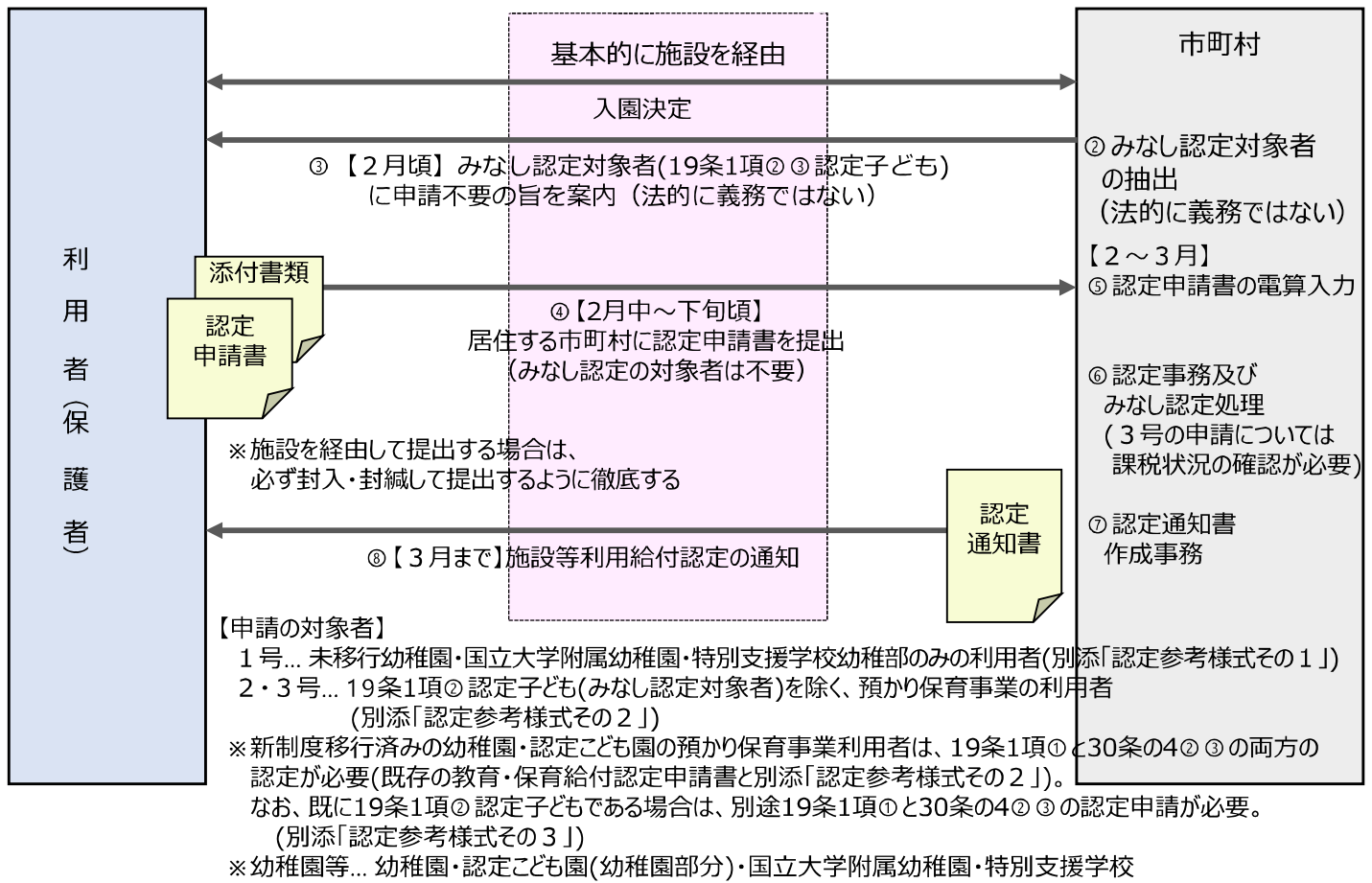


② 制度開始前(2019年10月以前)の基本的な流れ(認可外保育施設等利用の場合)

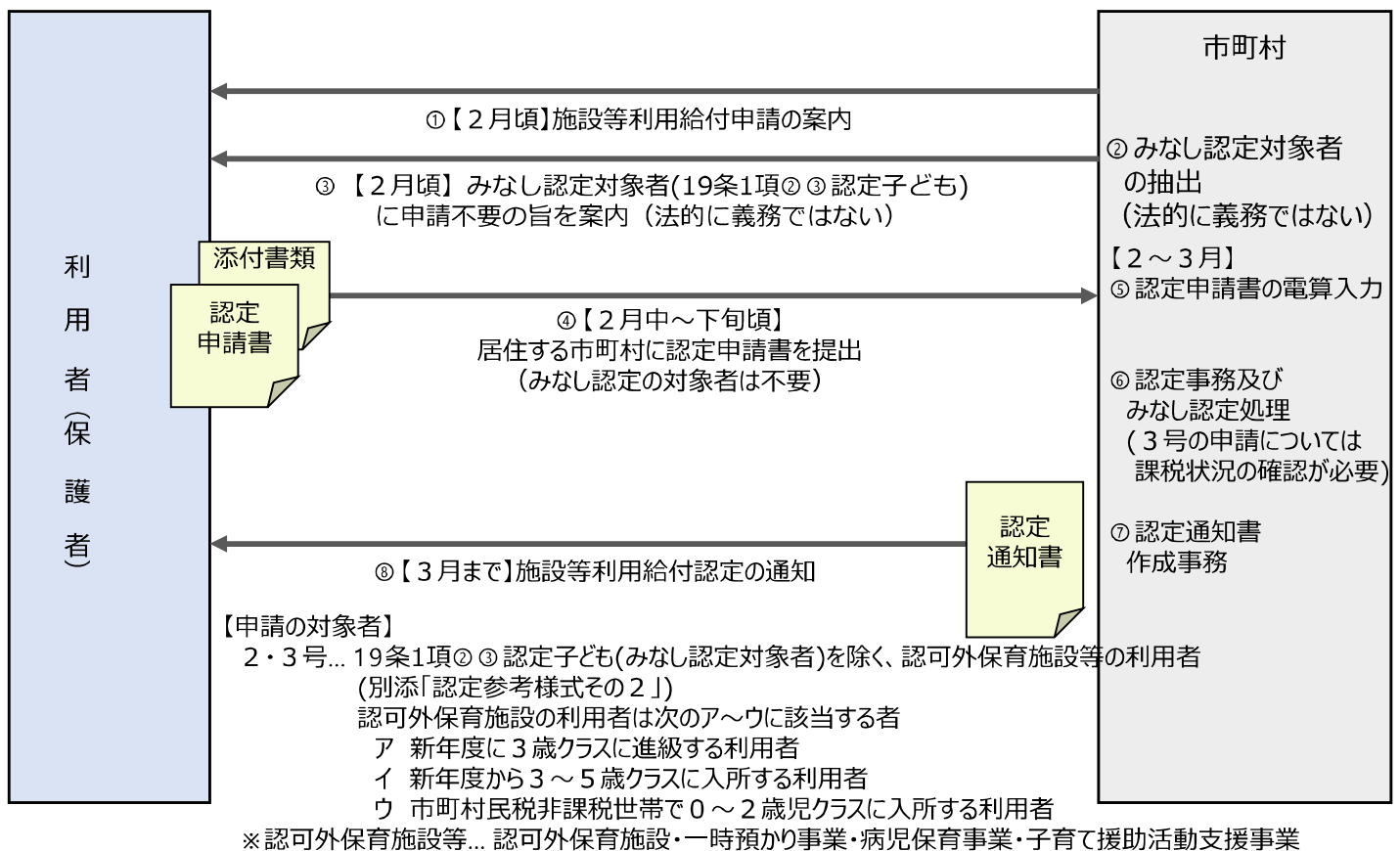


※認可外保育施設等... 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業

③ 新年度(2020年度)以降の基本的な流れ (幼稚園等利用の場合)



④ 新年度(2020年度)以降の基本的な流れ (認可外保育施設等利用の場合)



幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ

【2019年5月30日版】

- ※ 本FAQは、幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年2月26日版】にお示ししたものに、カテゴリーの再編、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(備考欄に記載)
- ※ このFAQは、2019年5月30日現在の状況における回答であり、今後も問や回答について変更がありうる旨をご了承いただきたい。

【4. 施設等利用給付認定】

No.	事項	問	答	備考
51	保育の必要性の認定対象外認定対象者の取扱	保育の必要性の認定の対象とはならない場合(例:専業主婦家庭等)、どのような施設の利用が幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	3歳から5歳までの子供について、幼稚園、認定こども園(4時間相当分)は無償化の対象となります。なお、この場合、預かり保育は無償化の対象となりません。このほか、就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)も無償化の対象となります。	1-12修正
52	就学猶予の取扱	就学猶予により、6歳以上児が認可保育所や幼稚園等を利用した場合は、幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	現行の施設給付等や就学奨励費補助についても、就学猶予の場合は、6歳以上児についても給付の対象となっているのと同様に、未移行幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等についても、施設等利用給付の対象となります。	1-20修正
53	幼稚園等の無償化対象期間	3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化の開始年齢は、満3歳になった日からですか。満3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。	今回の幼児教育・保育の無償化では、小学校就学前の3年間分の保育料を無償化することを基本的な考え方としております。このため、保育所等を利用する子供について、年度途中で満3歳になっても、翌年度の4月からの利用料が無償化され、また、年度途中で満6歳になっても、その年度の3月までの利用料は無償化となります。これは、就学前の障害児の発達支援においても同様です。一方、幼稚園については、◎ 学校教育法上、満3歳(3歳になった日)から入園できることとされている。◎ 満3歳児は翌年度の4月を待たず年少クラスに所属する場合も多い。◎ 現行の幼稚園就園奨励費も満3歳から補助対象としている、といった他の施設・事業にはない事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象となります(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚園を含む)。	1-21修正
54	階層判定の要件	幼児教育・保育の無償化の実施後も、3歳から5歳までの子供の利用者負担額の階層判定は必要ですか。	3歳から5歳までの子供の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用においては、今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料の算定にあたっては階層区分の判定は不要となりますが、副食費の免除等にあたって、所得情報の確認が必要となります。	
55	個人番号や住基ネットの活用	施設等利用給付認定の際に、対象者の確認や、食料料金を施設による徴収したこと等に伴う所得確認事務において、個人番号(マイナンバー)や住基ネットを利用することができですか。	今般の改正により、番方法別表第1及び住基基本台帳法別表第2及び別表第4に、現行の「子供のための教育・保育給付の支給に関する事務」に加え、「子育てのための施設等利用給付の支給」が加えられ、改正法の公布と併せて下位法令の手当も行う予定であることから、これら事務の処理のために個人番号や住基ネットを利用することは可能です。また、食料料金を施設による徴収したこと等に伴う所得確認について、同一市町村内における、いわゆる「戸内連携」については、子ども・子育て支援法の改正法の施行の日から利用可能となります。一方、市町村をまたぐ情報連携については、データ標準レイアウトの整備等所要の準備が必要になりますので、令和3年6月以降の予定です。なお、データ標準レイアウトの間においては、公用照会を活用するなど、申請者に添付書類を求めるのは最小限にするよう配慮をお願いします。	3-16修正
56	追加認定	幼稚園や認定こども園において、教育・保育給付認定第1号認定を取得した子供が利用する預かり保育事業が施設等利用給付の対象となるためには、別途、施設等利用給付第2・3号認定が必要になりますか。	教育・保育給付第1号認定を取得して幼稚園や認定こども園を利用している子供の場合、預かり保育事業が無償化の対象となるためには、当該第1号認定に加えて、施設等利用給付第2号又は第3号認定が必要となります。	4-1修正
57	みなし認定	既に教育・保育給付第2・3号認定を取得した子供が認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等を利用する場合、無償化の対象となるためには、別途、施設等利用給付第2・3号認定が必要になりますか。	すでに教育・保育給付第2・3号認定を取得している場合、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等の無償化については、新たな認定を申請する必要はありません。この場合、現在取得している教育・保育給付第2・3号認定を施設等利用給付第2・3号認定とみなすこととされています。	4-2修正
58	認定事由	幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設を利用して施設等利用料の支給を受ける場合の施設等利用給付第2・3号認定の基準は、教育・保育給付第2・3号認定と全く同一にする必要がありますか。自治体の判断で差を設けることは可能ですか。また、保育の必要性の認定事由は、教育・保育給付第2・3号認定と施設等利用給付第2・3号認定とで考え方や取り扱いが異なるものはないのでしょうか。	幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設については、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業に入ることでない場合の代替措置として今回幼児教育・保育の無償化の対象となったことを踏まえ、教育・保育給付第2・3号認定を取得可能であるにもかかわらず、これらが無償化の対象とならないといった事態は避ける必要があります。したがって、施設等利用給付第2・3号認定の基準は、基本的に教育・保育給付第2・3号認定の基準と同等のものとする必要があり、自治体の判断でこの差を設けることはできません。法においても、施設等利用給付第2・3号認定の保育の必要性については、現在の保育認定に係る事由をそのまま引用する形で定められています。	4-3修正
59	認定事由	法で施設等利用給付認定には、教育・保育給付認定のように保育の必要性に応じた保育標準時間・短時間等の考え方はありませんか、短時間・標準時間で分けて認定することが必要はないのですか。	無償化の要件として、短時間・標準時間を分けて認定する必要はありません。	4-6修正

60	認定事由	保育の必要性の事由が「求職中」の場合の施設等利用給付認定の認定事由の確認はどのように行うのでしょうか。	施設等利用給付認定における求職活動の認定については、教育・保育給付認定と同じ方法で行うこととなります。両認定における求職活動の確認方法等については、今後、子ども・子育て会議において、議論を行うこととしています。	
61	認定事由	幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費を受給するためには、認可保育所等へ入所申込みを行い入所できなかったことが要件となりますか。また、施設等利用給付認定の取得が要件となるのですか。	幼稚園の預かり保育事業が施設等利用給付の対象となるためには、教育・保育給付第2号認定か、施設等利用給付第2・第3号認定のいずれかの保育の必要性の認定が必要となります。施設等利用給付第2・3号認定の基準は教育・保育給付第2号認定の基準と同様の内容となります(満3歳以降最初の3月末日までの満3歳入園原については、住民税非課税世帯に限り施設等利用給付第3号認定を受けることができます。)	4-4修正
62	認定事由	認可外保育施設の施設等利用費を受給するためには、認可保育所等へ入所申込みを行い、入所できなかったことが要件となるのですか。教育・保育給付第2・3号認定の取得や保留通知が必要ですか。それとも施設等利用給付第2・3号認定でよいのでしょうか。	認可外保育施設において、保育の必要性があると認定され、無償化の対象となる方については、基本的には既に教育・保育給付第2・3号認定を取得し、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業の入所申込みを行った方であると考えていただきます。 ただし、保育の必要性はあるものの、認可保育所では就労している時間帯(例えば、深夜帯)の保育が行われていないなどの理由で、認可保育所に入所することをあきらめ、保育の利用申込み自体を行わず、認可外保育施設を利用する方が一定程度存在することを踏まえ、教育・保育給付の第2・3号認定を取得している方に加え、施設等利用給付の第2・3号認定を取得した方についても、無償化の対象としています。 一方で、施設等利用給付の認定のみを申請する者については、利用申し込みを行わなかった理由を把握し、認可保育所等の利用につなげる方策を検討することが望ましいことから、申請時に申請者(幼稚園利用者を除く。)から、認可保育所等の利用申し込みを行わなかった理由を添付いただくこととしています。	4-5と4-8を 統合
63	認定事由	認定保護者が施設等利用給付認定を申請する際、市町村の判断で保育所の利用保留通知を求めるなどの運用は認められるのでしょうか。	申請手続きに当たって、自治体の判断により、まずは認可保育所等の利用を促すことも可能です。 なお、このような手続きについては、あくまでも保護者に対する行政指導という位置づけであり、行政指導を行ってなお、保護者が認可保育所の申し込みを拒み、新2・3号認定の取得申請を行う場合には、断ることはできません。	7-7修正
64	認定の変更・取消	教育・保育給付認定においては、認定区分に変更が生じる場合に、保護者が変更の認定を申請するか、市町村が職権により変更の認定をすることとされていますが、施設等利用給付認定においても同様ですか。また、施設等利用給付認定において、法第30条の4第3号に定める市町村民税世帯非課税の要件に該当しなくなった場合は、市町村はどのように対応するのでしょうか。	施設等利用給付認定子どもについても、法第30条の8及び施行規則により、認定区分や認定期間の変更等については、基本的に保護者からの認定の変更の申請を受け、市町村が必要と認める場合には、職権による変更の認定を行うことが可能です。 また、法第30条の9第1項のように、満3歳未満の施設等利用給付第3号認定子どもが第30条の4第3号に掲げる要件に該当しなくなった場合や、法施行令に定める取消事由に該当する場合には、市町村は認定を取り消すことができますが、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合については、認定保護者の申し出によるほか、法第30条の7に定める届出に対する市町村の保育の必要性の確認により、認定が取り消される場合が考えられます。	
65	職権による認定の変更	施設等利用給付第3号認定を受けている者が、満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した後も引き続き施設等利用費の給付を受ける場合、利用者から2号認定にかかる申請が必要となりますか、それとも市区町村の職権により2号認定へ切り替えることが可能ですか。	法第30条の8第41項により、施設等利用給付第3号認定子どもに変更する必要がある場合は、市町村は職権で変更の認定を行うことができます。	
66	職権による認定の変更	施設等利用給付第2号認定について、現況確認の結果、保育の必要性がなくなった場合は認定を取り消すこととなるが、その認定子どもが、例えば新制度に未移行の幼稚園を利用することとなった場合に、自治体の職権で第2号から第1号に認定の切り替えを行うことは可能ですか。	職権による認定の変更は、法第30条の8第4項にある第3号認定子どもに対する第2号認定への変更の認定のほか、市町村が必要と認める場合に行うことが可能です。質問のような第2号から第1号への切り替えについても、市町村が必要と認める場合は、職権による認定の変更が可能です。	
67	現況確認	教育・保育給付第2・3号認定の場合、保育の必要性の理由については、毎年の届出の提出を求める必要がありますが(法施行規則第9条)、施設等利用給付認定の場合も同様でしょうか。	施設等利用給付第2号・第3号認定の場合も、引き続き保育の必要性が継続しているかどうかを確認するため、毎年の届出の提出を求める必要があります。	

68	保育の必要性の認定	教育・保育給付認定においては、特定教育・保育施設等を利用していない場合には、年度が変わっても保育の必要性を再確認していませんが、幼児教育・保育の無償化が実施されても、保育の必要性の再確認については、これまでと同様の運用でよいでしょうか。	制度論として、保育の必要性の確認に係る現況確認については、公正かつ適正な支給の確保に支障がない場合を除き、毎年度実施する必要があります。またその確認は利用開始日までに進行する必要があります。 しかしながら、認定保護者は市町村に報告なく特定子ども・子育て支援施設等を利用し、認定期間内であることをもって市町村に施設等利用費を請求することが容易に想定されるため、上記のような運用は現実的に困難であることも考えられます。 こうしたことから、子ども・子育て支援法第30条の3の規定により運用する第13条では、施設等利用費の支給のための必要な範囲で保護者に報告等を求めることが可能であり、同法第24条及び同法施行令第3条では、虚偽報告等は教育・保育給付認定の取消事由として定めることと踏まえ、例えば、当該年度の現況届がない者については、市町村が施設等利用費の支払いまでに就労や疾病等の状況の報告を求めると運用方法の工夫により、認定保護者・市町村の双方が柔軟に対応できるものにしていただきたいと存じます。
69	育児休業時の認定取消	教育・保育給付認定においては、認定保護者が育児休業を取得した場合に保育の必要性はないものの保育の継続性の観点から教育・保育給付認定の取り消しを行わない市町村が多くありますが、施設等利用給付認定においても、これと同様の考え方で差し支えないでしょうか。	施設等利用給付認定においても、法施行規則において、当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定子ども・子育て支援施設等を利用しており、当該特定子ども・子育て支援施設等を引き続き利用することが必要と認められる場合については、保育の必要性の理由としています。 なお、基本的に保育の必要性の理由については、教育・保育給付認定と施設等利用給付認定に違いを持たせることは好ましくないと考えます。
70	就労時間の取扱い	保育の必要性を認定する場合について、教育・保育認定では、法の施行から10年間は就労時間に係る要件を月48時間から64時間の範囲内で市町村ごとに規定することとしていますが、施設等利用給付認定においても、同様の取り扱いとなるのでしょうか。	お見込みの通りです。就労時間に係る要件について、教育・保育認定と施設等利用給付認定に違いを持たせることは好ましくありません。
71	認定手続き	幼稚園の預かり保育事業利用者における施設等利用給付第2・3号認定の事務は誰がどのように行うのですか。	現在、子ども・子育て支援新制度の幼稚園で行われている教育・保育給付第1号認定の申請と同様に、保護者が「保育の必要性の認定」(施設等利用給付第2・3号認定)に係る申請を在籍園を経由するなどして在市区町村に対して申請し、市区町村から認定通知書の交付を受けるといった事務となります。新制度の幼稚園も、新制度未移行の幼稚園も手続は共通のものと考えています。
72	認定を申請する保護者の居住地等	認定子どもも保護者が事情により住民票を以前の居住地に残している。認定子どもを両親が養育できず祖父母が監護している等の場合、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給は、どこの市町村が行うのでしょうか。 (教育・保育給付認定子どもに関するFAQ【第17.2版】No.160-2と関連)	法第30条の5第2項において、施設等利用給付の認定は、保護者の居住地の市町村が行うものとしており、居住地を有しないときや明らかでないときは、保護者の所在地の市町村が行うものとしています。 青年に達しないときは、父母の親権に服し(民法第818条第1項)、親権を行う者は、子の監護をする義務を負っている(同法第820条)ことから、行方不明、受刑、疾病等の理由により父母の一方が親権を行うことができないうときは、他の一方が行う(同法第819条第3項)こととならない限り、父母は原則として「子どもを現に監護する者」であり、子ども・子育て支援法第6条第2項の「保護者」に当たるといえます。 そのため、婚姻関係の破たんしていない一時的な別居、単身赴任、養育費の不払い等の事情のみで、「保護者」に当たらなくなるわけではありませんが、最終的には、どの程度子の監護を行っているか(関わっているか)という点を確認し、各家庭の事情を十分踏まえたうえで、御判断ください。
73	みなし認定対象者への通知	教育・保育給付第2号認定又は第3号認定を受けている子どもが、施設型給付費等の支給を受けていない場合は、「みなし認定」の対象となり、施設等利用給付認定の申請は不要としておりますが、これにより施設等利用給付認定子どもになったことを認定子ども及び保護者に通知する必要があるでしょうか。	法第30条の5第7項では、申請手続きの簡略化の観点から、既に教育・保育給付認定を受けている保護者については、施設等利用給付認定の申請を要せず、施設等利用給付認定をおこなったこととみなすこととしております。この場合においても、同条第3項に基づき、市町村はみなし認定を行った対象者に対して、認定を行った旨等の事項を保護者に通知する必要があります。
74	市町村民税世帯非課税の取扱い	施設等利用給付認定において第3号認定を受けた認定子どもも、認定後の税更正により市町村民税世帯非課税者でなくなっても、認定期間内であれば施設等利用給付認定子どもとして施設等利用費を受給できるでしょうか。 また、逆に、税更正により施設等利用給付認定第3号認定子どもを対象になる場合もありますが、市町村はこうした税更正への対応をどのようにしたいでしょうか。 (教育・保育給付認定第3号認定子どもに関するFAQ【第17.2版】No.136と関連)	税の更正がされた場合、最大5年前まで税額の修正ができますが、国の教育・保育給付の給付額の精算基準としては、利用者負担額の租税となる税の更正が分かった翌月から更正された税額による利用者負担額を適用し、溯及は行っていません。 また、市町村の判断で、更正後の利用者負担額を当該年度分は溯及して適用するなどの取扱いをすることは妨げていません。 施設等利用給付において、税更正により市町村民税世帯非課税者でなくなった場合は、第3号認定の要件が消滅することとなりますので、市町村は法第30条の9第1項により認定を取り消すことができます。その場合、更正が分かった翌月から取り消すものとし、給付額の精算についても溯及は行わないものとします。 反対に、税更正により施設等利用給付認定第3号認定子どもを対象になる場合は、みなし認定の対象になる場合は、認定の効力は認定開始日からとして、溯及は行わないものとします。 居住する市町村に認定の申請を行うものとし、認定の効力は認定開始日からとして、溯及は行わないものとします。

75	認定開始日の遡及について	施設等利用給付認定の開始日は、認定の申請日より前に遡及することはできませんか。	教育・保育給付と同様に、施設等利用給付認定についても、特定子ども・子育て支援施設等を利用する前の認定の申請を基本としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。反対に、何らかの瑕疵により保育の必要性を認定した場合など、後日瑕疵により認定を取り消す場合は遡及して取り消す場合があるものと考えます。
76	保育所等入所保留制度が新制度幼稚園を利用する場の場合の認定	教育・保育給付認定第2号を取得して認可保育所の利用を希望し、入所保留となった場合で、特定教育施設である幼稚園と当該園の預かり保育事業を利用することとした場合、当該子どもは法第30条の5第7項によれば、施設等利用給付第1号認定への「みなし認定」はできません。このような場合、市町村はどのようにすればよいでしょうか。	この場合は、幼稚園(新制度)または認定こども園(教育部分)の施設型給付費を受給するための教育・保育給付第1号認定への変更の申請と、当該園が行う預かり保育事業の施設等利用給付第2号または第3号認定の申請を行っていただく必要があります。なお、当該ケースは、認可保育所等への4月入所を希望された方に多く発生するものですので、教育・保育給付第1号認定への変更の申請と施設等利用給付第2号または第3号認定の申請を1枚の申請書により簡潔に手続きができるよう、国では「認定参考様式その3」を採用していますので、参考にして下さい。
77	認定こども園における認定変更	認定こども園において、教育・保育給付の第3号認定子どもが、満3歳になった時点で教育・保育給付の第1号認定を受けて幼児教育・保育の無償化の対象者となり、満3歳になってから最初の3月31日を経過したのちに、第2号認定を受けようとする場合が想定されます。こうした場合に対して、市町村はどのように対応すれば良いのでしょうか。	このようなケースの場合、希望者が①教育・保育給付第1号認定に切り替えても、住民税非課税世帯に該当し、別途施設等利用給付第3号認定を取得しなければ、預かり保育事業の利用は施設等利用給付の対象外であること、②いったん教育・保育給付第1号認定に切り替えた場合には、別の3号認定の方が入所されることとなり、翌年4月になって再び第2号認定を取得しても同じ認定こども園の保育所部分を利用できるとは限らないことを説明することが必要と考えます。